

議案第9号関連資料

明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の目的

民法の一部改正（平成30年6月20日法律第59号）により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、児童福祉法の親権に係る規定が改正されたため、規定の整備を図ることについて、条例の一部を改正しようとするものです。

2 条例の趣旨

本条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164条）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、同項に規定する幼保連携型認定こども園以外のものをいう。）の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

<対象となる児童福祉施設>

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

3 改正の概要

○ 懲戒に係る権限の濫用禁止（第12条）の一部改正

児童福祉法において、「児童」とは「満18歳に満たない者」と規定されています（児童福祉法第4条）。

本条例第12条の「児童等」とは、児童福祉法第6条の2第1項に規定される「児童又は児童以外の満20歳に満たない者」を表しますが、民法改正により「児童以外の満20歳に満たない者」は成人となり、本条例の引用条文である児童福祉法第33条の7において、「児童等」を「児童」に改める改正が行われます。

これに伴い、本条例についても同様の改正を行うものです。

4 施行期日

令和4年4月1日（民法改正法の施行年月日）